

## 教育予算確保に関する意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとって極めて重要なことである。

現在、全国において、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されているが、保護者や子供たちから大変有益であるとされている。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育を推進することには限界がある。

このため、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も広がりつつある。一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでいる。

自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、セーフティネットとして子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられる必要がある。

そのため、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要がある。

こうした理由から、教育予算に関する下記事項の実現について格段の配慮方を強く要請する。

### 記

- 1 きめの細かい教育の実現のために、義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度について、国負担率の2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。
- 3 学校施設整備費、就学援助・奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。。
- 4 教職員に人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月28日

霧島市議会

文部科学大臣  
総務大臣  
財務大臣

伊吹 文明 殿  
菅 義偉 殿  
尾身 幸次 殿